



© 2010熊本県 くまモン #K20348

平成28年3月から運用開始

おでかけICカードについて

おでかけICカードについて

1. 運用開始 平成28年3月から利用できます。
2. 交付方法 平成28年3月から発券を開始し、3月下旬までに順次ご自宅へ郵送します。
(バスや電車の車内や交通事業者の営業所では発行できません。)
3. 負担割合 おでかけICカード①(障がい者用) 1割
おでかけICカード②(高齢者用) 2割 ※これまでと同じです。
4. 利用方法
 - ・乗車時におでかけICカードを読取り機にしっかりとタッチします。
 - ・降車時に乗務員(運転士)へ「さくらカード」をみせてから「おでかけICカード」を読取り機にしっかりとタッチします
 - ・市内区間であれば、自動で通常運賃の1割、2割が差し引かれます
(詳しい使い方はICカードの郵送の際に同封する冊子をご覧ください)

利用方法については裏面へ

おでかけ乗車券(これまでの磁気カード)について

1. 利用期限 平成28年3月31日(木) ※平成28年4月以降は利用できません。
2. 販売期限 平成28年3月31日(木)
3. 販売場所 バスや電車の車内、交通事業者営業所、各区役所福祉課・各総合出張所
4. 残額の取扱い 平成28年3月末までに使い切れなかった場合、おでかけICカードへの乗せ換えが可能です。
(おでかけ乗車券をお持ちの方は、平成28年3月末まで、できるかぎりおでかけ乗車券を優先した利用にご協力をお願いします。
なお、**おでかけ乗車券の買いだめはお控えください。**)
5. 乗せ換え期間 平成28年3月1日 から 平成33年3月31日まで
6. 乗せ換え受付場所 平成28年3月1日からは各区役所福祉課のみ
平成28年4月1日からは各区役所福祉課と各総合出張所
7. 乗せ換え方法 おでかけ乗車券の残額のうち、自己負担相当額(残高の1割又は2割)をICカードへ乗せ換えます。

乗せ換えについて詳しくは裏面へ

おでかけICカードの利用について

●支払(決済)方法が変わります！

おでかけ乗車券 : 5,000円利用可能なおでかけ乗車券を自己負担1割(500円)
又は2割(1,000円)で購入し 通常運賃を支払う 方法



ICカードではこのようになります！

おでかけICカード: 1,000円単位でICカードにチャージ(入金)し、

通常運賃の1割又は2割分を支払う 方法

※送付されたICカードは入金されていないため、最初に使われる時にはチャージ(入金)が必要です。

●運賃の支払は1円単位となります！

例) 運賃が150円の場合

おでかけICカード①(障がい者用)での支払額 15円

おでかけICカード②(高齢者用)での支払額 30円

●自己負担の割合は変わりません！

おでかけ乗車券 : 1,000円分購入で、

①(障がい者用)の場合 10,000円分利用可能

②(高齢者用)の場合 5,000円分利用可能



同じ購入(入金)額なら、利用可能額は変わりません！

おでかけICカード: 1,000円分入金(チャージ)で、

①(障がい者用)の場合 10,000円分利用可能

②(高齢者用)の場合 5,000円分利用可能

おでかけ乗車券の残額の乗せ換えについて

●熊本市の窓口で、おでかけ乗車券の残額のうち『自己負担相当額(1割又は2割)』をICカードへ乗せ換えます!!

例) おでかけ乗車券の残額が1,800円の場合

おでかけICカード①(障がい者用)では

残額(1,800円×1割) = 180円 を乗せ換えます。

おでかけICカード②(高齢者用)では

残額(1,800円×2割) = 360円 を乗せ換えます。

※今までどおり、通常料金で1,800円分利用可能です。

【お問合せ】

・健康福祉政策課 328-2340
・中央区役所福祉課 328-2311
・南区役所福祉課 357-4129
・河内総合出張所 276-1111
・天明総合出張所 223-1111
・北部総合出張所 245-2111

・高齢介護福祉課 328-2347
・東区役所福祉課 367-9127
・北区役所福祉課 272-1118
・花園総合出張所 359-1122
・幸田総合出張所 378-0172
・清水総合出張所 343-9161

・障がい保健福祉課 328-2519
・西区役所福祉課 329-5403
・託麻総合出張所 380-3111
・飽田総合出張所 227-1111
・城南総合出張所 0964-28-3114